

報告第5号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年3月16日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月7日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 6,220円

2 和解の内容

- (1) 双方の損害賠償額を相殺し、相手方は、一関市に損害賠償金として14,020円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市千厩町
個人

4 事故の概要

令和5年1月17日午前9時50分頃、花泉町涌津字二ノ町地内において、花泉支所保健福祉課の職員が公用車で市道吉田一ノ町線を走行中、市道左側の店舗駐車場から市道に進入するため左折してきた相手方車両と衝突し、フロント右側部分を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 20パーセント

報告第6号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年3月16日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月27日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 123,915 円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として123,915円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市千厩町千厩字古ヶ口 59 番地
ヤマト運輸株式会社千厩営業所
所長 菊池 正明 氏

4 事故の概要

令和4年10月13日午前11時頃、千厩町奥玉字茶名畑地内において、相手方車両が市道茶名畑5号線から宅地に進入するため側溝部分を通じた際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両左側の荷台下部等を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100 パーセント